

○加古川市人権教育啓発推進審議会規則

平成14年 3 月29日

規則第 7 号

改正 平成15年 3 月31日規則第10号

平成23年 3 月31日規則第10号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和32年条例第 1 号）

第 2 条の規定により、加古川市人権教育啓発推進審議会（以下「審議会」という。）  
の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に係る基本的事項に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他人権施策の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の公募に応じた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民部人権施策推進課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第10号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。